

講演 IV

当院における院内・敷地内全面禁煙について

宮城県立精神医療センター
看護部 齋藤 弘子

【はじめに】

これまで一般病院については全館禁煙の遵守を求められてきたが、精神科と療養病棟、緩和ケア病棟については、分煙のための施設及び設備を整備し、受動喫煙防止の徹底の措置をとっていただければよいとされ、当院においても分煙による対応をしてきた。

当院は創立 60 周年を迎えた精神科単科の病院である。十数年前までは、1 年以上の長期入院患者が全病床の 6 割を超え、入院患者とそのご家族は施設を利用する人であり病院の入院環境は「生活の場」、喫煙は患者の一時的な癒しや精神安定を図るためのものであった。退院促進により長期入院患者は減少傾向にあるものの高齢化、喫煙の背景もあつてか循環器系疾患を合併している患者は増加していると思われ、ここ 2-3 年は、がんになり患し院内で看取りをする症例も続いた。さらに喫煙直後のフラツキや転倒の発生、喫煙所内での物のやり取りに係るトラブルもあり、禁煙を推進する必要性を感じていた。

そこで、精神科病院においても住民の健康維持・増進に対する病院の使命は精神科病院においても同じであるという視点に立ち 2018 年 3 月に多職種からなる敷地内全面禁煙プロジェクトチームを立ち上げた。2018 年 7 月健康増進法の一部を改正する法律が成立し、このことが追い風になり病院全体での取り組みが加速し、2019 年 7 月敷地内全面禁煙を開始した。その経過を報告する。

【目的及び目標】

1) 院内敷地内全面禁煙を実施する。

- ① 入院患者及び敷地内における外来患者の禁煙を推進する
- ② 職員の敷地内全面禁煙推進についての理解と方針の共有を図る
- ③ 敷地内・敷地外周辺における禁煙の現状把握と課題に対する迅速な対応を図る

【取り組み内容及び結果】

2018年3月プロジェクト立ち上げ、9月には告知開始、病院ホームページに掲載しポスターを掲示した。10月に職員向け研修会を開催、急性期病棟は入院が短く禁煙可能と判断し一月ごとに喫煙時間を1～2時間ずつ減らした。慢性期病棟では受け持ち看護師を中心に患者・家族の意向を確認し多職種合意のもとで個別の禁煙支援をおこなった。2019年6月末に全病棟内の喫煙所は全て閉鎖し分煙場所を全て撤去し、7月1日から敷地内全面禁煙開始となった。敷地内の禁煙状況を把握するため、多職種で美化活動と称して院内及び敷地外周辺を巡回し、吸い殻廃棄数及び喫煙者は著明に減した。